



別 添

23林政経第181号

平成23年8月12日

社団法人全国木材組合連合会会長 殿

林野庁林政部経営課長

林野庁林政部木材産業課長

きのこ生産資材用のおが粉等並びに調理加熱用の薪及び木炭の安全
確保の取組について

きのこ生産資材用のおが粉及びきのこ原木（ほだ木を含む。以下同じ。）（以下「きのこ生産資材用のおが粉等」という。）に与える放射性物質の影響に関する科学的知見については、現在、国において調査を実施しているところであり、この結果を踏まえ、食品としてのきのこの安全の確保に向けて必要な措置をとることとしておりますが、消費者の安全な食品の供給に対する要請に対しては、きのこ生産資材用のおが粉等のもとより、調理の加熱に使われる薪及び木炭も含めて早期から適切に対応していく必要があります。

このため、きのこ生産資材用のおが粉等に含有される放射性物質のきのこへの移行係数等に係る知見が得られ、また、調理加熱用の薪及び木炭の放射性物質の加熱された食品への付着の程度等に係る知見が得られ、これらを踏まえた取扱いを追ってお示しするまでの当面の間、別添1「特用林産物の安全確保のための対応」に基づき対応することにより、安全なきのこの供給を図るとともに、きのこ生産資材用のおが粉等並びに調理加熱用の薪及び木炭の信頼確保及び安定的供給を図ることとしたところであり、今般、別添2及び別添3のとおり福島県農林水産部長及び各都道府県の林産担当部長宛てに依頼したところがあります。

つきましては、貴会におかれては、趣旨を御理解の上、風評被害の防止に十分配慮するとともに、当該取組の円滑な実施について御配慮をお願いします。

本件問い合わせ先

林野庁経営課特用林産対策室

特用林産企画班、特用林産指導班

代表 03-3502-8111（内線6086）

ダイヤル 03-3502-8059

特用林産物の安全確保のための対応

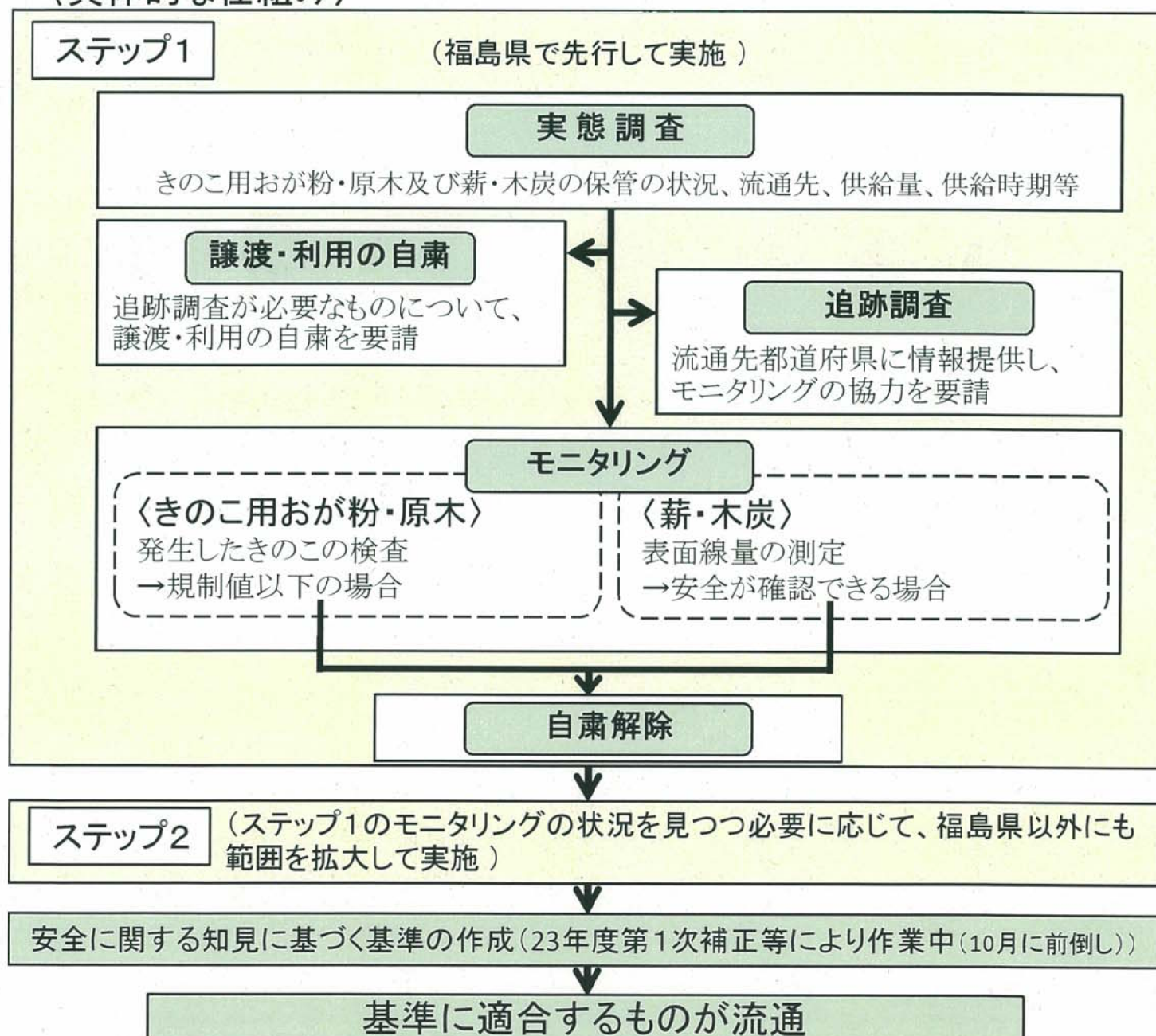
- きのこ(食品)については、既に食品モニタリングにより安全の確保が図られているところ。
- 非食品であるきのこ生産資材用のおが粉・原木及び調理加熱用の薪・木炭について、消費者の食の安全確保に対する要請に応えるとともに、信頼確保と安定供給を実現するシステムを構築。

〈対象品目〉～以下に該当するものを対象とする

きのこ用おが粉・原木（原発事故時以降にシートをかける等がなされずに屋外保管されていたもの等）

薪・木炭（原発事故時以降にシートをかける等がなされずに屋外保管されていた原木から生産したもの等）

〈具体的な仕組み〉



別添 2

写

23 林政経第 181 号

平成 23 年 8 月 12 日

福島県農林水産部長 殿

林野庁林政部経営課長

林野庁林政部木材産業課長

きのこ生産資材用のおが粉等並びに調理加熱用の薪及び木炭の安全
確保の取組について

きのこ生産資材用のおが粉及びきのこ原木（ほだ木を含む。以下同じ。）（以下「きのこ生産資材用のおが粉等」という。）に与える放射性物質の影響に関する科学的知見については、現在、国において調査を実施しているところであり、この結果を踏まえ、食品としてのきのこの安全の確保に向けて必要な措置をとることとしておりますが、消費者の安全な食品の供給に対する要請に対しては、きのこ生産資材用のおが粉等のもとより、調理の加熱に使われる薪及び木炭も含めて早期から適切に対応していく必要があります。

このため、きのこ生産資材用のおが粉等に含有される放射性物質のきのこへの移行係数等に係る知見が得られ、また、調理加熱用の薪及び木炭の放射性物質の加熱された食品への付着の程度等に係る知見が得られ、これらを踏まえた取扱いを追ってお示しするまでの当面の間、貴県におかれては、別添「特用林産物の安全確保のための対応」に基づき、下記のとおり取り組み、もって安全なきのこの供給を図るとともに、きのこ生産資材用のおが粉等並びに調理加熱用の薪及び木炭の信頼確保及び安定的供給が図られるよう対応をお願いします。

記

- 1 きのこ生産資材用のおが粉等並びに調理加熱用の薪及び木炭の状況の調査
貴県内におけるきのこ生産資材用のおが粉等並びに調理加熱用の薪及び木炭の管理及び譲渡の状況について調査の上、別紙により情報提供をお願いします。

2 要調査特用林産物を生産する事業者に対する要請

1の調査により、次のもの（以下「要調査特用林産物」という。）の存在が判明した場合には、当該要調査特用林産物（3のア又はイに該当することが確認できているものを除く。以下同じ。）について、当面の間、譲渡（有償・無償を問わないものとする。以下同じ。）及び利用の自粛を当該事業者に要請するようお願いします。

ア 原子力発電所の事故後において、屋外に置かれていたきのこ生産資材用のおが粉等並びに調理加熱用の薪及び木炭（シートをかける等風雨にあてない状態で保管されていたものを除く。）

イ 原子力発電所の事故後において、屋外に置かれていた原木（シートをかける等風雨にあてない状態で保管されていたものを除く。）を原料とするきのこ生産資材用のおが粉であって、樹皮を除かずに製造されたもの

ウ 原子力発電所の事故後において、屋外に置かれていた原木（シートをかける等風雨にあてない状態で保管されていたものを除く。）を原料とする調理加熱用の薪及び木炭

3 自粛要請の解除

次のものについては、譲渡及び利用の自粛を解除するものとします。

ア きのこ生産資材用のおが粉等のうち、当該おが粉等から発生したきのこを検査することにより安全が確認された場合における当該おが粉等

イ 調理加熱用の薪及び木炭のうち、表面の放射線量を測定した結果、安全であると確認されたもの

4 要調査特用林産物の管理について

2により要調査特用林産物が滞留する場合には、適切な管理を要請するようお願いします。

5 要調査特用林産物の譲渡先都道府県への依頼

1の調査で得られた情報を基にきのこの検査等を実施する場合において、貴県内に同一ロットのものが無い等貴県による対応が困難なときは、要調査特用林産物を譲渡された事業者・実需者等の協力を得て、きのこの検査による安全の確認等を実施するよう、当該事業者・実需者等が居住し、又は事業活動を行っている都道府県に対して依頼してください。

なお、当職から各都道府県の林産担当部長宛てに、上記依頼に応じていただけるよう依頼済みであることを申し添えます。

本件問い合わせ先

林野庁経営課特用林産対策室

特用林産企画班、特用林産指導班

代表 03-3502-8111 (内線6086)

ダイヤル 03-3502-8059

特用林産物の安全確保のための対応

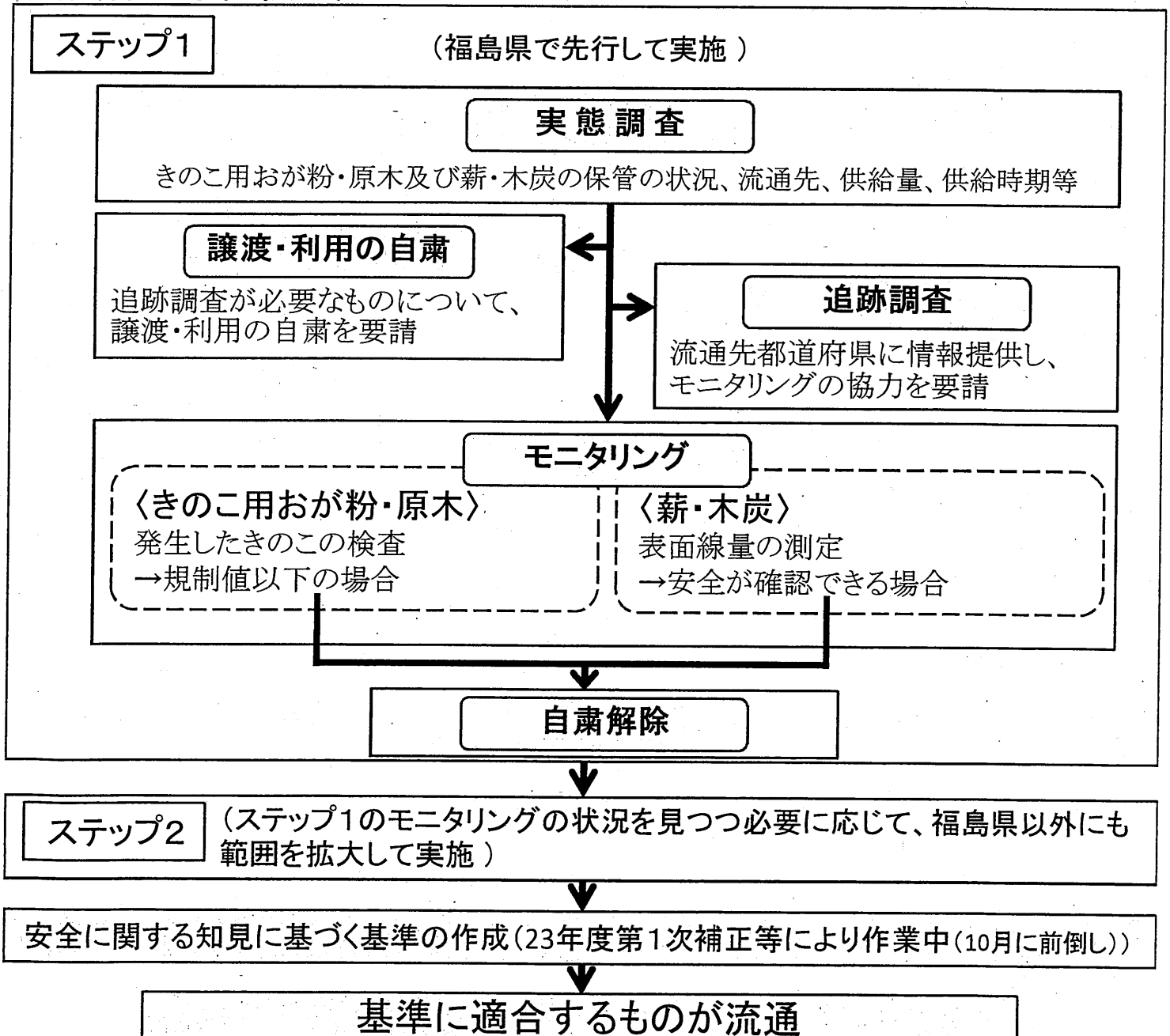
- きのこ(食品)については、既に食品モニタリングにより安全の確保が図られているところ。
- 非食品であるきのこ生産資材用のおが粉・原木及び調理加熱用の薪・木炭について、消費者の食の安全確保に対する要請に応えるとともに、信頼確保と安定供給を実現するシステムを構築。

〈対象品目〉～以下に該当するものを対象とする

きのこ用おが粉・原木（原発事故時以降にシートをかける等がなされずに屋外保管されていたもの等）

薪・木炭（原発事故時以降にシートをかける等がなされずに屋外保管されていた原木から生産したもの等）

〈具体的な仕組み〉



要調査特用林産物の管理及び譲渡の状況調査

「要調査特用林産物」を有する (有した)事業者等		品 目 (おが粉、きのこ 原木、ほた木、 薪、木炭)	在庫量 (m3、層 積m3、 t)	供給先				保管の状況
事業者等名	所在市町村名			都道府県市町村名	供給先名	数量(m3、 層積m3、t)	供給時期	
記入例: ○×商会	○△市	おが粉	50m3	〇〇県〇〇町	〇〇森林組合	100m3	5月2日	4月3日より、風雨の当たるところで保管

※1 平成23年8月22日までに、貴県において把握されているものについて記載の上、提出してください。

※2 要調査林産物とは、(ア)原子力発電所の事故後に置いて、屋外に置かれていたきのこ生産資材用のおが粉等並びに調理加熱用の薪及び木炭(シートをかける等風雨にあてない状態で保管されていたものを除く。)、(イ)原子力発電所の事故後に置いて、屋外に置かれていた原木(シートをかける等風雨にあてない状態で保管されていたものを除く。))を原料とするきのこ生産資材用のおが粉であって、樹皮を除かずに製造されたもの、(ウ)原子力発電所の事故後において、屋外に置かれていた原木(シートをかける等風雨にあてない状態で保管されていたものを除く。))を原料とする調理加熱用の薪及び木炭をいいます。

23 林政経第 181 号

平成 23 年 8 月 12 日

福島県を除く各都道府県林産担当部長 殿

林野庁林政部経営課長

林野庁林政部木材産業課長

きのこ生産資材用のおが粉等並びに調理加熱用の薪及び木炭の安全
確保の取組について

きのこ生産資材用のおが粉及びきのこ原木（ほだ木を含む。以下同じ。）（以下「きのこ生産資材用のおが粉等」という。）に与える放射性物質の影響に関する科学的知見については、現在、国において調査を実施しているところであり、この結果を踏まえ、食品としてのきのこの安全の確保に向けて必要な措置をとることとしておりますが、消費者の安全な食品の供給に対する要請に対しては、きのこ生産資材用のおが粉等のもとより、調理の加熱に使われる薪及び木炭も含めて早期から適切に対応していく必要があります。

このため、きのこ生産資材用のおが粉等に含有される放射性物質のきのこへの移行係数等に係る知見が得られ、また、調理加熱用の薪及び木炭の放射性物質の加熱された食品への付着の程度等に係る知見が得られ、これらを踏まえた取扱いを追ってお示しするまでの当面の間、別添 1「特用林産物の安全確保のための対応」に基づき対応することにより、安全なきのこの供給を図るとともに、きのこ生産資材用のおが粉等並びに調理加熱用の薪及び木炭の信頼確保及び安定的供給を図ることとしたところであり、今般、別添 2 のとおり福島県農林水産部長宛てに依頼したところでもあります。

つきましては、貴都道府県におかれては、別添 1「特用林産物の安全確保のための対応」の趣旨を御理解いただくとともに、別添 2 の記の 5 に基づく依頼があった場合には、譲渡先の事業者・実需者等の協力を得て、きのこの検査による安全の確認等に応じていただけるようお願いいたします。

なお、福島県における食品の検査による安全性の確認等の状況を踏まえ、必要に応じ、別添 2 の記の 1 の調査等に係る対象都道府県の拡大を検討することとしていることを申し添えます。

※ 別添 2 として、福島県農林水産部長宛て施行文書写しを添付。

本件問い合わせ先

林野庁経営課特用林産対策室

特用林産企画班、特用林産指導班

代表 03-3502-8111 (内線6086)

ダイヤル 03-3502-8059